

熊本市営繕工事等情報共有システム活用試行要領

制定 令和4年（2022年）6月6日公共建築部長決裁
改定 令和6年（2024年）1月25日公共建築部長決裁
改定 令和7年（2025年）2月14日公共建築部長決裁
改定 令和7年（2025年）3月19日公共建築部長決裁

（趣旨）

第1条 本要領は、熊本市が発注する営繕工事（公共建築工事積算基準、公共建築工事共通費積算基準による工事）及び営繕工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）における情報共有システム活用の試行運用に関し、必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 公共事業における受発注者の生産性向上、工事目的物の品質確保の推進の一貫として、情報共有システムを活用することで、「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」や「工事等書類の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等の業務の効率化を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。ASP※を利用し、受発注者がクラウド上で資料の提出・確認・承諾・スケジュール管理等の情報を共有することで、業務の効率化を図る機能を有するもの。

※Application Service Provider の略。アプリケーションソフト等のサービス・機能をネットワーク経由で提供するプロバイダ（事業者・人・仕組み等全般）をいう。

（2）システム提供者

情報共有システムを管理・提供する事業者をいう。

（3）工事帳票等

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書、公共建築設計業務委

託共通仕様書で定義する書面で、指示、承諾、協議、提出、提示、報告、通知の行為に必要な工事打合せ等の定型資料や、それらに添付して提出される資料をいう。

(4) 工事書類等

工事帳票等及び工事写真をいう。

(対象工事等)

第4条 情報共有システムを試行で活用する営繕工事等は、次のいずれかとする。

(1) 営繕工事

熊本市が発注する営繕工事のうち原則として設計金額8千万円以上の工事とし、特記仕様書等に発注者指定型の情報共有システム活用の対象工事であることを明示する（以下「発注者指定型」という。）。また、発注者指定型以外の工事についても、受注者から希望があった場合は受発注者の協議により、対象工事とすることができる（以下「受注者希望型」という。）。

(2) 業務委託

熊本市が発注する営繕工事に係る建築設計業務、設備設計業務、監理業務、意図伝達業務とし、特記仕様書等に受託者希望型の情報共有システム活用の対象業務であることを明示する（以下「受託者希望型」という。）。

(情報共有システム)

第5条 利用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たすもののうち、「別表_熊本市が発注する営繕工事等で利用可能な情報共有システムについて」に記載のシステムとする。

2 利用する情報共有システムは、受注者が選択したシステム提供者と利用契約を行うものとする。

3 情報共有システム利用上の留意点を次の各号に示す。

(1) 関係者への利用権限の付与

受発注者全ての関係者は、システム提供者からID・パスワードを入手した上で情報共有システムを積極的に利用すること。

(2) ID・パスワードの管理の徹底

ID・パスワードが第三者に渡ると、工事帳票等の漏洩や改ざん等のおそれがあるため、受発注者はID・パスワードの管理を徹底すること。

(3) 通信環境の整備

受注者は、現場事務所における光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度及び実効速度を確認し、データ量の多い工事帳票等を適切に処理できるよう通信環境

を用意すること。

- 4 情報共有システムが有する主な機能を次に示す。なお、営繕工事では、(1) (4) (5) (6) (7)の機能は活用することとし、それ以外の機能は必要に応じて活用することとする。業務委託では、受発注者で協議の上、活用する機能を決定することとする。

(1) 基本情報管理機能

最初に工事名等の概要に関する情報を入力しておくことで、以降の工事帳票等に基本事項が自動的に反映される機能。

(2) 掲示板機能

関係機関・部署との様々な協議や現場に関する情報を、受発注者間で迅速に把握することができる。

(3) スケジュール管理機能

受発注者が情報共有システムに各自の予定を入力することで、スケジュールを共有する機能。

(4) 発議書類作成機能

工事（業務委託）打合せ簿や材料確認書、段階確認書等の定型化された工事帳票等を作成する機能。

(5) ワークフロー機能

提出書類の承認や決裁等の事務処理を情報共有システム上でを行い、その状況を受発注者間で共有する機能。

(6) 書類管理機能

工事書類等を登録し、体系的に保管する機能。

(7) 工事書類等入出力・保管支援機能

情報共有システムで作成した電子データについて、書類管理機能にて体系化した工事書類等のフォルダ構成を維持したまま出力する機能。

(情報共有システム利用の流れ)

第6条 情報共有システム利用の流れを次に示す。

(1) 事前協議

受注者は、情報共有システムの活用を行う場合は、工事の契約後速やかに、「工事（業務委託）打合せ簿（別紙とも）」を用いて利用する情報共有システムや受注者側の利用者を記載し発注者と協議を行う。発注者も同様に、発注者側の情報共有システム利用者を受注者へ通知する。

(2) 電子納品に関する事前協議

情報共有システム電子納品を円滑に行うため、受発注者で電子納品に関する事前協議を行う。この事前協議は、熊本市電子納品ガイドライン（建築編）「事前協議

チェックシート」により行うこと。

(3) システム利用の準備

受注者は、システム提供者との利用契約を行う。また、システム提供者へ依頼し、案件及び受発注者の利用者登録を行う。

(4) システム提供者からの利用開始通知

情報共有システム利用契約後、システム提供者から受発注者の関係者へ利用者ID・パスワードが送付される。

(5) 情報共有システムの利用

受発注者は、施工中（業務）の段階に応じて、情報共有システムの各機能を適宜利用し、業務の効率化を図る。なお、情報共有システム上で行う工事帳票等への承諾や決裁等の事務処理は、書面への署名・押印と同等の行為として取扱うこととする。

(6) 工事書類等の提出

現場完成（業務完了）後、受注者は、情報共有システム上で共有した書類等を、熊本市電子納品ガイドライン（建築編）に適應する電子成果品として発注者に提出する。また、電子納品の対象外とした書類は別途紙媒体で発注者へ提出する。

（費用負担）

第7条 情報共有システム利用に要する費用負担は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 営繕工事

本試行にかかる費用は情報共有システム利用料とし、発注者負担とする。発注者指定型の場合、当初設計額の共通仮設費に積上げ計上する。受注者希望型の場合、設計変更により共通仮設費に積上げ計上する。

(2) 業務委託

本試行にかかる費用は、受注者負担とする。

（工事成績評定等）

第8条 工事成績評定において、情報共有システムを活用することによる加点は行わない。

2 委託業務において、情報共有システムを活用した場合は、委託成績評定において、「創意工夫、積極的な提案」項目の「成果物のレベルを向上させるための提案が積極的に行われた」で評価するものとする。

（アンケート）

第9条 受注者は、情報共有システムによる効果の検証を行うための調査に協力する

ものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年（2024年）3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年（2025年）2月27日から施行する。（業務委託の要領追加）

附 則

この要領は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。